

株式会社群馬銀行 御中

平成30年12月21日

〒376-0011

群馬県桐生市相生町三丁目120番地6

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会

理 事 長 橋 口 和 彦

TEL:0277-55-1400/FAX:0277-55-1429



申 入 書

第1 はじめに

当会は、消費者被害の予防等を目的として、交渉ないし訴訟により、不当条項や不当勧誘等の差し止め請求を行うことができる適格消費者団体です。詳しくは、同封した消費者庁発行のパンフレットをご確認ください。

つきましては、貴銀行のカードローンに関する後述の契約条項に関し、以下のとおり申し入れいたします（消費者契約法12条3項）。

第2 申入れの趣旨

当会は、貴銀行に対し、以下のことを申し入れます。

- 1 相続の開始を期限の利益喪失事由としている、貴銀行の「ナイスサポートカード契約規定」16条1項6号、「ぐんぎんネットDEローン規定」7条1項2号の各条項を削除すること
- 2 上記のほかに、消費者を対象とした金銭消費貸借契約について、相続の開始を期限の利益喪失事由とする同趣旨の条項がある場合に、当該条項を削除する

こと

第3 申入れの理由

1 規定の内容

貴銀行のナイスサポートカード契約規定16条1項6号は、「相続の開始があったとき」に、借主は、「債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を支払うもの」とされています。また、ぐんぎんネットDEローン規定7条1項2号においても、「相続の開始があったとき」に、借主は「債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するもの」とされています（以下「本件各条項」といいます。）。

すなわち、本件各条項によれば、借主の相続人は、貴銀行に対するこれらの債務について、直ちに一括弁済の義務を負うこととなります。

2 消費者契約法10条該当性

消費者契約法10条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」について、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」を無効としています。

(1) 消費者契約法10条前段

民法は、期限は、「債務者の利益のため」にあるものと推定するとともに（民法136条1項）、「放棄することができる」（民法136条2項）と規定しています。

同時に、民法は、期限の利益を主張することができない場合として、「債務者が破産手続開始決定を受けたとき」、「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき」、「債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき」と、債務者自身の行為に限定して規定しており、相続によって期限の利益が放棄されたり、失われたりする旨は規定されておりません。

そして、相続とは、本来、被相続人の財産に属した「一切の権利義務を承継する」ものです（民法896条）。そうすると、上記のとおり、相続は、期限の利益を放棄させ、あるいは失わせるものではないですから、本来、相続人は、被相続人の期限の利益のある債務を承継するはずです。しかし、本件の各規定によれば、「相続の開始があったとき」に、一律に期限の利益が失われることとなります。

そうすると、本件各規定は、期限の利益に関する民法の各規定の適用に比して、消費者の義務を過重する条項に当たるものです。

(2) 消費者契約法10条後段

本件各条項について、相続人（債務者）側と銀行（債権者）側の事情を比べると、次のようなものが考えられます。

ア 相続人（債務者）側の事情

まず、相続人は、条項に従えば、債務の一括弁済を迫られることとなります。分割弁済でなら対応が可能であっても、一括弁済での対応はできないという事態は容易に推測できますし、相続財産の中に十分な流動資産がなければ、相続放棄もやむをえないという事態が生じかねません。

また、弁済が出来なければ、支払う金額についても、借入利率よりも高額な遅延損害金が発生することになりますので、その負担も非常に大きいものになります。

さらに、相続人が一括での支払いができなかった場合には、信用情報に事故登録がなされ、相続人自身の信用に大きな影響が出ますし、保証会社によって代位弁済がなされれば督促が厳しくなるおそれがあります。

このように、本件各条項によって相続人が受ける不利益は非常に大きくなります。

イ 銀行（債権者）側の事情

銀行側からすれば、被相続人に対する信用に基づいて貸し付けをしたので

あって、その信用が相続人に引き継がれるわけではないという考え方もないわけではありません。

しかし、本件のナイスサポートカード契約規定やぐんぎんネット DE ローン規定の中で、期限の利益を喪失させる事由としてあげられている各事由は、破産手続開始申立てや支払停止等、債務者側の信用状況が明らかに悪化していることをうかがわせる事由です。本件各条項で規定するような単なる相続開始という事由は、それらに匹敵するような信用状況の悪化とは到底評価できません。

たとえば、収入面の変動という点については、被相続人と比べて相続人が収入面で一律に下がるわけではなく、むしろ増えるような場合も多く想定されますから、本件各条項によって一律に期限の利益を失わせるような合理的な根拠とはなりません。また、貸し付けに当たっては、被相続人の収入だけではなく、その資産関係も考慮の上で貸し付けがなされているはずで、相続人には相続によって被相続人の資産関係がすべて引き継がれる以上、その信用に当たっての影響は少なく、本件各条項を根拠づける理由にはなりません。

そのほか、相続人に多額の負債があるような場合には、財産分離制度（民法941条以下）を利用すれば、銀行側としては被相続人の相続財産（本来信用の対象となっていた財産）に基づいて債権の回収を図ることもできますので、相続人固有の事情というのも考慮する必要性は低いものと言えます。

そして、銀行側からすれば、もともと保証会社による代位弁済があるので、回収不能というリスクはほぼありませんし（本件の各契約についても、アコム株式会社、株式会社ジェーシービーが保証会社となっています。）、むしろ、債務者の死亡という偶然の事情で全額回収という多大な利益を得ることができます。

ウ 小括

このように、本件各条項によって、一般消費者である相続人（債務者）は

非常に大きな不利益を負うおそれがある一方で、銀行（債権者）は、民法の規定以上に大きな利益を得ることとなります。したがって、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと評価できます。

3 結論

以上からすると、本件各条項は、民法の各規定の適用に比して、消費者の義務を過重し、かつ、民法上の信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に照らして無効です。したがって、本件各条項及び貴銀行における消費者を対象とした各種金銭消費貸借契約の中にある同趣旨の条項について、速やかに削除を求めます。

本書面をご検討いただき2019年1月21日までにご回答いただきますようお願いいたします（本件は消費者契約法23条4項2号に従って取り扱うことと申し添えます。）。

なお、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行については、適格消費者団体である消費者機構日本の申し入れにより、相続を理由とする期限の利益喪失条項について速やかに削除しております。

以上